

○議長 横尾 武志君

次に、11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上でございます。発言通告に従いまして一般質問を行います。

件名1、主要農作物種子法について。日本の食卓を支えてきた米と麦、大豆の種子の安定供給を都道府県に義務づけてきた主要農作物種子法が2018年4月1日に廃止されました。政府は廃止の目的に、種子産業への民間参入を促すためとしています。一方で、種子法廃止により種子の生産を行ってきた都道府県への予算が確保されるか不透明なため、種子供給の不安定化や価格高騰が起こるのではないかという不安の声が上がっています。ゲノム編集技術や遺伝子組み換えを活性化し、新品種の開発や登録を行うことが可能となり、食の安全が懸念されています。

そこで次の点を伺います。1、種子法の廃止による農業への影響を町はどう考えているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

種子法の廃止による芦屋町の農業への影響につきまして答弁いたします。これは要旨2に関連する内容になるかもしれませんが、福岡県では平成30年4月の種子法廃止と同時に、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱を定め、現在、種子法廃止前と変わらず、種子の生産及び供給を行っております。また、川上議員からの通告書にも記載されていますように、種子法廃止に伴う懸念事項の一つとして、種子の価格高騰などについて記事等で目にしたことはございますが、芦屋町では種子法廃止以前から、芦屋町水稻種子及び景観作物種子助成金交付要綱を制定しております。これは良質米生産に対する助成で、コシヒカリ、夢つくし、ヒノヒカリなど水稻種子の購入経費の一部を助成金として交付しており、今後も継続していく予定でございます。このような状況もあつてか、農業者の方々や北九州農業協同組合を初めとする各種団体から、種子法廃止に伴う影響を懸念する声は町のほうには届いておりませんので、現時点では芦屋町の農業への影響は少ないのではないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現時点ではですね、いろんな県の制度についても継続されるし、町としても補助を行っているので影響は少ないということですが。粕屋町の町長おられますけど、町長は農業者出身でですね、

今度の6月議会で種子法について問われたときに、こう答弁されています。「種の保存、そしてそれを継続して育成していくというのは非常に大事なことと思いますので、個人的には危惧することだ。というふうに思って・・・・・・・・。やはり農業をやられてる方はこの種子法についてはですね、大変危惧しているということです。そして9月2日の朝日新聞にもですね、種子法廃止後、11道県に新条例ということで。「安定供給を」農家の声後押しということで、都道府県に米、麦、大豆の優良な種子生産と農家への安定供給を義務づけていた種子法が4月に廃止されたのを受け、かわりとなる種子条例をつくって従来の事業を継続する自治体が相次いでいる。

11道県が策定済みで今後もふえる見通しだ。政府の規制改革の一環で廃止されたが、種子の安定供給を心配する農家からの声が条例づくりを後押ししているということで、社会的にもですね、この種子法の廃止については注目されている問題です。種子法ですね、第1条の目的では、主要農作物の優良な種子生産及び普及を促進するため、種子の生産については場検査、種子をつくる畑ですね。その他の措置を行うとしており、第2条では、主要農作物、稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆の5品種が指定されています。2項では生産物審査の規定があり、都道府県が種子生産ほ場において生産された主要農産物の種子の発芽の良否。不良な種子及び異物混入状況について審査するなどとなっています。第3条では、譲渡の目的を持って、委託を主要農産物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子ほ場として指定することになっており、厳しく管理されているという。こういったことですね、種子法が米の種を守る役割をしていたため、安心して安全なおいしい米をつくることができたし、消費者は安心して食べることができたのです。私も家庭菜園とかしていますけど、例えば白菜とかほかの種についてはですね、ナフコとかそういった民間でも売ってますけど、そういった物の生産地を見ますとですね、全部中国とかアメリカとかばかりです。国産で純正につくられているのは、種子法に守られた先ほどの5品目、こういったものだけになっています。これによってですね、福岡県では農業試験場等ですね、「夢つくし」とか「元気つくし」とか「ヒノヒカリ」、こういったものが奨励品種として開発されてきたわけです。全国的にはですね、「コシヒカリ」とか「あきたこまち」「ササニシキ」「ゆめぴりか」とか、こういったものは種子法の中でそれぞれの県が開発してきたものなんです。これについてはですね、大変莫大な歳月と労力をかけ、その予算を税金でですね、賄って開発しています。そういった点ですね、現在のこれらの米があるわけなんですけど、日本には企業も品種の改良を行っています。三井化学は「みつひかり」、住友化学は「つくばSD」、それと外資系の日本モンサントは「とねのめぐみ」という、こういったものを開発しています。これらがですね、種子法によって生まれた「コシヒカリ」は、種もみが1キロ400円です。反面、民間でつくられた「みつひかり」は約4,000円、「つくばSD」が2,000円と言われてますから、大体5倍から10倍ぐらいのですね、価格で販売されているという状況です。政府はですね、今、都

道府県がですね、独自で今後も続けていくことを認めてますが、これは民間参入がですね、ちゃんと軌道に乗るまで限定的な役割でつくっていいですよという位置づけになっておりですね、民間参入後はですね、県の育成ができるかどうかかわからなくなります。そうなればですね、種子価格が高騰するという、こういったことが懸念されているということです。

それともう1点はですね、食の安全の問題があります。種子法の廃止によってですね、今後遺伝子組み換えやですね、ゲノム編集技術を活用した種子の復旧を行うということが言われています。遺伝子組み換えやゲノム編集についてはですね、ヨーロッパなどではですね、安全性が認められてないということですね、認知されてません。ただ、アメリカや日本はですね、今後この種子法の廃止後はこれらの技術を積極的に活用していくということになっています。ゲノム編集はですね、もともと植物が持っている、がん抑制遺伝子。これをですね、抑制する働きがあるとして発がん性が高くなるっちゃう、そういった問題を抱えているものですし、遺伝子組み換えについてもですね、将来の安全性は担保されていないといった、こういった状況です。そういった中で福岡県ではですね、要綱については現在つくっていますが、この要綱だけではですね、十分な財政問題とかそういったものが担保されてません。

それで2番目に移りますけど、新潟・兵庫・埼玉・山形・富山など10県で種子法と同等の条例が制定され、他県にも広がっています。福岡県では、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定と供給に関する基本要綱を定め、これまでどおり種子の生産及び供給を行うとしています。しかし、これはあくまでも要綱のものであり、行政内部の指針にしかすぎません。議会議決による条例は自治体に義務を課し、財源を裏づけるものになります。県に対してこの種子条例をですね、先ほど言ったように全国的にも広がってる。こういったものをつくって財政的なですね、裏づけもつくるべきではないか。将来的には国は交付税措置をですね、種子法に守られていたものについては行わないという、こういった方向になっているので、そういった点ですね、県の種子条例を制定することをやはり町としても福岡県に求めるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

福岡県における要綱の位置づけなど、県に確認した事項を踏まえながら答弁させていただきます。まず、福岡県では主要作物の種子に特化した条例は制定されておりましたが、平成26年12月に、農林水産業及び農村漁村の持続的な発展などを目的とした、福岡県農林水産業・農村漁村振興条例が制定されております。この条例内の主要な施策において、農林水産業及び農村漁村の発展に資する新品種及び新技術の開発並びにその普及に必要な施策と明記されており、これ

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

に基づき制定されたものが、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱であります。県としては、この要綱に基づき、種子法以前と同様に対応していくという考えを示しております。現状として町内の農業者並びに農業関係団体から、種子法廃止に伴う影響を懸念する声がないこと、県においては特化した条例ではありませんが、条例に基づく要綱に対応していくことが示されていることなどを踏まえ、今後も県の予算が継続的に確保されるか、民間事業者の参入によって種子の価格が高騰しないかなどを状況を見極めながら、条例の要望については判断していく必要があると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

県もですね、要綱は制定して、そういった方向でから農業を支援するということですが、ぜひですね、県のそのスタンスと合わせてですね、町におかれましても、そういった農業のですね、米を守っていくというそういった政策をですね、十分とっていただきたいと思います。もともとですね、根本的にはこの種子法を国で、国会が廃止したところに1番問題があって、その中でもですね、政府の中でも——あ、政府ではなく国会の中でも超党派でですね、この種子法を復活させるということで今、国会でも継続審議で種子法の復活を求める法案が審議されてますが。ぜひですね、これを復活させるよう町としても求めるべきではないかなというふうに私は思います。これは、自民党の歴代の農林水産大臣を経験された方なんかもですね、この種子法を廃止すること自体は国策として大きな間違いだという、そういったことですね、超党派で今こういった運動も起こっています。そういった点ですね、ぜひ国に対してですね、種子法復活の意見を上げるべきだと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

先ほどの答弁と重複になると思いますが、現時点で農業者などや北九州農業協同組合を初めとする各種団体から、種子法廃止に伴う影響を懸念する声が、町に届いておりません。このため、福岡県への要望と同様に状況を見極めながら判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

それでは、次のですね、自衛隊の隊員募集の広報など協力要請の現状と対応について伺います。

兵庫県姫路市で自衛隊募集のために、高校や大学卒業年齢に当たる18歳と22歳の市民の名前や住所、生年月日、性別の4情報を、市が自衛隊に電子データで提供するという協定を議会に知らせることなく結ばれていたということが報じられています。そこで次の点を伺います。

まず1点目に、町に対して自衛隊地方協力本部から協力要請はあるのか。あるのであれば、内容はどのようなものかについて伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町に対して自衛隊地方協力本部からの協力要請はあっております。令和元年度につきましては、自衛隊福岡地方協力本部長名で、「自衛官及び自衛官候補生の募集のための必要な募集対象者情報の提供について」という依頼文書を受け、募集対象者18名、男性の氏名、生年月日、性別、住所の4情報を紙媒体で提供をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、18名と言われましたか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

すみません。年齢、18歳でございます。申しわけございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

18歳の方の男子は全て。女子もですかね。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

18歳の男性のみです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

紙媒体でですね、提出しているということですが。当然これはですね、住民基本台帳から抜粋したものになりますが、町は提供の義務があるというふうに認識しているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

法的根拠としましては、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとされております。また、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるとなっております。そして防衛大臣名の公文書で、自衛官募集等の推進についてという依頼事項を受けております。そういうことで、自衛官に対しての4情報のみの紙媒体及び電子データの提供依頼を受けているため、今回この法的根拠をここに持って、提出をしているというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かにですね、自衛隊法97条と、それと自衛隊法施行令120条でですね、自治体に対して資料の提出を求めるということができるといふふうになっています。今度、国会でですね、あ、今度じゃないですね。ことしの初めですかね、安倍首相が国会で自衛官募集に関して「6割以上の自治体が協力拒否しているという」などと発言して、適齢者名簿を提出しない自治体を非協力とみなしています。そして、自治体が名簿提出に応じないのは個人情報保護からの観点ですが、法令上名簿提出の義務もありませんし、さらに防衛省によれば名簿の閲覧・書き写しを認めている自治体が54%を占めているということで、実際的には9割以上がそういったことに応じてですね、何らかの形で協力しているという状況なんです。ただですね、これがこの法令によって自衛隊名簿を提出する義務があるかといえばですね、ありません。国会でもですね、当時の畠中誠二郎総務省自治行政局長が、「住民基本台帳法には自衛隊への提出の規定はない」と明言し、当時の石破防衛庁長官は「私どもは自治体に依頼をしているが、応えられないと言うのであればいたし方ない」と答弁しています。2015年、中谷防衛大臣は「実施し得る可能な範囲での協力をお願いしている」という答弁をしています。いずれも、あくまで依頼であってですね、市町

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

村に応える義務はない、可能な範囲での協力をお願いだというふうにはしています。防衛省からですね、名簿の提出義務ではなくて、各自治体の判断であるという見解がですね、自治体に示され、名簿の提供を改めですね、住民基本台帳法に基づくですね、閲覧方式に戻す自治体もこれによってふえています。多くの自治体がですね、個人情報やプライバシー権を保護する観点から、本人同意なしのですね、情報提供に応じないということは当然のことです。芦屋町ではこういった個人情報を提出しているということは、当該の本人たちの同意をとってやっているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

個人情報保護条例の第9条第1項第2号の法律に定めがあるため、情報を提供することは可能という形の中で判断をして、個人情報保護条例施行規則の第5条第3項に基づき、外部提供決定通知と募集者の情報を提供しているという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

例えばですね、先ほど松岡さんの一般質問でもあった災害対策基本法でですね、お年寄りなどの避難行動要支援名簿の作成が市町村長に義務づけられてますが、この個人情報を消防や民生委員、自治会に平時から提供するためには、本人からの同意書をとることが必要となっております。そうでないと知らせることができないというのが今の現状です。私たちもですね、選挙人名簿を整理するのに、前は選挙人名簿を買うことができましたけど、現在はですね、閲覧して書き写すこと、これのみしかですね、許可されていません。そういった点でですね、果たしてそういったことをやるのが、いいのかという問題です。例えば甲南大学法科大学院の園田寿教授は、「条文が想定する資料とは、適齢年齢層の概数や応募数の見通しなどで、住民基本台帳の個人情報は含まれないと解釈すべきだ。個人情報の最も重要な項目である氏名や住所などを提供する法的根拠はなく、紙媒体での情報提供は違法の疑いがある」という、こういった見解も出されています。先ほど言った国からの通知によってですね、取りやめたところの自治体、なぜかというところでね、やはり提供を可能とする根拠が住民基本台帳法にはない。提供後に自衛隊が紛失すれば市の責任も問われかねないというようになってます。確かに、先ほど言いました自衛隊法の中でも、住民基本台帳による情報の提供をしてもらいたいという、そういったことはですね、規定はしていません。情報を求めることだけしか書いてないんですよ。そういった点でですね、地方自治体が

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

個人情報保護を求める住民の声を尊重し、電子媒体や紙媒体で個人情報を提供することはやめるべきではないかと私は思います。地方自治の立場からでもですね、閲覧にとどめる。こういったことに変えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。例えば、警察とか消防とか同等のような国の機関でもですね、職員募集で台帳の提供というのを求めています。自衛隊だけにですね、こういったことを特権的にですね、入手できるというのは、やはりおかしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

では、その件につきましては私のほうから答弁させていただきます。

まあ先ほど来より総務課長が語るお話しておりますように、自衛隊の地方協力本部は自衛隊法、先ほどから出てますように97条第1項及び自衛隊法施行令120条に基づいて、自衛官及び自衛官候補生の募集事務のため募集対象者の氏名、生年月日、性別、住所、4情報に関する資料の提出を求めることができるというふうに、これはもう法律でなってるわけで。今、川上議員が言われるように、それは各自治体の、結局何ていうんですかね、意思によって出さなくてもいいのではないかというようなことなんです。それはそれぞれの、やっぱり考え方があろうと思いますが、こういうふうにして国会、国のほうでもやはり、まあわかりやすく言えば憲法改正の話が出るわけですが、これ賛成の人もおれば反対の人もおるといことで。このような形の中でですね、やはりそういうふうに国のほうで法律で決めました、これで決めましたよというような、そこにくるまでに、いろんな論議があってこういう結論になっておるんだと思っております。国が定めた法令に基づきましたことをですね、地方自治体が、「これがああだ」とか「こうだ」とか「これだから出しませんよ」というのは、いかななものかなと思うわけですが、町といたしましても、だからというわけではないんですが、自衛隊の所在地である芦屋町であるわけですが、これまでも関係法令にのっとり適切に協力をしていきたいと思っておりますし、今から先も紙媒体で提供していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まあ、そういった法律があるのでですね、私も「出すな。」とは言ってないんですよ。ただ、やはり別の個人情報保護法とか住民基本台帳法とかそういった法律についても、やっぱり重視せないといけないことがあるんです。閲覧にとどめるべきだというようなのもありますし。

また先ほども言われましたように、この問題についてはですね、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務、そういったことのためのですね、使われるべきだというふうに思っていますが。ただ、全国的に見ますと防衛大学校とかですね、高等技術校か、なんかそういった自衛隊のそういった関連する学校があるんですけど、そういったところのですね、募集にもこの情報が使われているということ。そういった点では、法律では自衛官及び自衛官候補生のみになってますんでね。そういった点についてもですね、ちゃんと提供する先に対して守られているのかどうか。そしてまた、防衛省の保有する個人情報の安全確保に関する訓令。これに基づきですね、厳正に取り扱うという、そういったことをですね、ちゃんと申し入れていただきたいというふうに思います。今回ですね、この質問を行ったのは、先ほど町長も言いましたように憲法9条の改定の新たな口実としてですね、自衛官募集についての自治体の協力拒否を持ち出しているからです。9条改憲の狙いの一つにですね、若者である新規自衛官の適齢者名簿を自治体から強制的にですね、提出させようという本音が込められています。安保法制により自衛隊の任務が増大する反面、自衛官がですね、十分補充できない問題が顕在的にですね、しているもとの、政府が自治体に自衛官募集に協力するよう圧力をかけるっていうか、強制的にするような方向に向けるということ自体がですね、半強制であり、つまりこういったことを自治体が許していたら徴兵制度に近い形にですね、踏み込むという、そういった懸念もあるからです。そういった点でですね、自衛隊の情報提供は閲覧のみにとどめて書き写すという、多くの自治体がそういった方向でですね、情報を提供してるんですから、芦屋町もそういった方向でやるべきだということを申し添えておきます。

続いて2点目。6月15日付の広報あしやに「航空自衛隊を見学して生活を体験してみよう！ 青少年防衛講座のご案内」が掲載されてますが、青少年防衛講座の内容はどのようなものであるか。これは資料のですね、2枚目ですね。2枚目の下のほうにですね、広報あしやに掲載されていたものを提示してます。航空自衛隊を見学して生活を体験してみようという、こういったものが載ってましたので、このことについて伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

川上議員さんのほうが広報に載せてるものがありますので、主なものだけ。講座の内容につきましても、飛行学生の密着取材DVDの鑑賞や13飛行団のフライトシミュレーター及び航空機の見学、救助機の見学、高射器材等の見学、基地歴史資料館の見学、航空自衛隊60周年記念のDVDの鑑賞、心肺蘇生法及びAEDの取り扱い、体育館での運動。あとは隊員と同じ献立での喫食の体験、宿泊体験を実施したというところで聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

資料がですね、一応2ページ程度ということになってますんで、私はコピーがA4のコピーしかないんですね、十分提出できてないんですけど。航空自衛隊芦屋基地のですね、これに載ってますね。この上にですね、航空自衛隊芦屋基地でのですね、防衛講座の様子が載ってます。第13飛行教育団で行われたT-4練習機見学、フライトシミュレーター見学。それからUH-60Jのですね、見学、また搭乗。そういったものと、第5高射隊による地对空誘導弾の発射機の説明の様子という、こういったものが載ってます。航空自衛隊築城基地でもですね、やはり青少年防衛講座が開かれてまして、これにはやはり第7高射隊見学、それから体験搭乗、生活体験、それから救命講座とかね、消防小隊見学。それから築城ではF-2の見学、搭乗みたいなものもあるそうです。ほかにもですね、ちょっとそれには載せてないんですけど、ほかのところでやっていたのが、ちょっと資料に載せられなかったのですが、こういった少年がですね、スティンガーミサイルというのを肩に担いで、もちろん本物の中の弾は入ってないんですけど。こういったのをですね、よそがやってるそうです。こういったことについてはですね、やはり兵器、戦争で使う基本的には兵器ですので、そういったものが何らか格好いいものというふうに捉えられているのではないかなというふうには私は思います。今、映画でですね「アルキメデスの大戦」というのがあってますけど、これは戦艦大和をつくったときのことなんですけど。その映画の中で、なぜ戦艦大和なのかというところがありました。当時は、やはり戦艦ではなくて航空母艦にね、アメリカなんかもどんどん変わって行って、そういった第二次世界大戦の中では戦略が変わってきとった時期に、やはり日本は戦艦大和を、大型戦艦で戦うんだということで、軍部は押し切ってやったわけなんですけど。このときの理由として一つは、やっぱり格好いいもの、少年が憧れるもの、国民が憧れるもの、そういった象徴をつくって、それによってアメリカとの海戦をね、国民的な声をやっぱり誘導していくんだという。そういったことを言われたんで、私はこういったミサイルとか、当然こども芦屋もPAC3とかもありますし、築城もありますしね。こういったものは中には、やっぱりこういったミサイルの操縦とかそういったものも教えていくという、そういったことをやってるところもありますんで。これは芦屋基地がやっているというわけではないんですけどね。そういったことをすること自体が、やっぱりちょっとおかしいのではないかなというふうには思います。そういった点でですね、この防衛講座自体も自衛隊のですね、PRの場でしかないような内容であるということですね、平和教育の充実を願う住民の声と相入れないのではないかなということなんです。そういった点でもですね、こういったことを広報に掲載するこ

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

とは適切ではないのではないかと思えます。私も北九州の方からのですね、「芦屋基地でこういったものがあるけど知ってるか。」ということを言われて、「何でこんなことをするんだ。」と言われましたが、これは町でするのではなくて自衛隊の芦屋基地がやってるんです。そのとき私は知らなかったんですけど、帰ってみて広報あしやが出たら、来たときに見たら、芦屋も掲載しとったんだなということですね。やはりこういった点ではですね、広報に掲載することは適切ではないというふうに考えますけど、その点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に、航空自衛隊の任務の理解度の促進及び防衛に対する正しい知識の普及を図るという目的で行われているという形で考えておりますので、この点を考慮してそういう形で中学生や高校生を対象にして、そういう理解を深めていただきたいという形でやられているというふうに認識しておりますので、今後こういう依頼があった場合には、掲載はしていきたいというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

後の問題とも関わりますので。次はですね、3点目の、中学校ではキャリア教育の一環として総合学習などの時間を利用して職場体験が行われているが、さまざまな事業所で体験学習を行っています。芦屋基地も職場体験の対象となっているのか。このことについて伺います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

芦屋中学校では毎年6月または7月初旬に、2年生全員を対象に2日間の職場体験学習を実施しています。職場体験をさせていただく事業所は30事業所あり、その一つとして航空自衛隊芦屋基地にも協力していただいております。令和元年度は、本年度は日程の都合により受け入れてもらえませんでした。平成30年度は9人、平成29年度は11人と、毎年10人程度の生徒を受け入れていただいております。また、令和2年度、来年度も先方が受け入れ可能であれば、職場体験をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

資料のですね、1ページ目。職場体験だより「職場体験NOW」等の画像、コメントの一部ということで。これは群馬県のほうですね、高崎地域事務所がですね、広報で出したものなんですけど。この中は基本的には先ほど言った防衛講座とですね、内容は一緒のことを体験してるんですけど。この中を見ますと、例えば真ん中、「追従訓練開始。見ている方向にミサイルが」その横、「近距離ミサイルの操作要領を習ってます」左側、「これで飛行機が落とせるの？」また、この内容を見ますと、小学生が迷彩服を着てですね、敬礼をしているとことか、戦車の前でですね、写真を撮る。ちょっとこれについてですね、違和感を感じたんですけど。これについて教育長はどういうふうに感じるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

この記事について、どういった感想を持つかということですが、芦屋基地で行う防衛講座等々いろいろあるわけですが、各学校が行う職場体験学習には目標があります。例えば、働くことの意義、主体的に進路を選択・決定する態度、マナーやコミュニケーションのとり方などです。この目標を達成するために、担当の教員が受け入れていただく職場と打ち合わせて、適切な体験プログラムを組んでいます。議員の資料の広報では陸上自衛隊の職場体験だと思えますが、体験の様子が特徴的にあらわれる場面、実際に機器を操作している様子、生徒が興味を持って取り組んでいる様子をアップするので、このような写真が使われたと思います。陸上自衛隊は災害派遣なども行っているので、そのような内容のプログラムも組まれていると思います。いずれにしても、職場体験学習の狙いに沿った一連の活動の中の取り組みの一部であるという印象を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この高崎地域事務所の発行したこのコメントを見てですね、ここを管轄する教育長が「これはちょっと。こういったことを本当に言ったんだろうか。」というようなね、懸念をされてましたけどね。やはり戦車や戦闘機ですね、体験搭乗させたり近距離ミサイルの操作を習ったり、迷彩服を着て戦車の前で記念写真を撮る。自衛隊の武器や装備品を子供たちに触れさせる。これが果たして職場体験でしょうか、普通の。これはやっぱり、自衛隊の勧誘PRそのものであるというふうに私は思います。やっぱりこれは問題であるというふうにはですね、やっぱり認識すべきだ

というふうに思います。陸上幕僚監部が作成した自衛隊募集に関する自衛隊の全国方針を定めた内部文書では、学校、地方公共団体に対する積極的な働きかけを継続し、自衛官募集への理解を獲得するとともに協力を拡大し、適質隊員の安定確保に資するあらゆる手段を使って学校とのすね、連携を図り、募集基盤の拡大を図るというふうな意図があります。自衛隊の帯広地本ホームページには、小学生に防衛出前教室を行った記事を掲載して、最後に帯広地本は、今後も自衛隊を身近な存在にすべく将来の種まきを積極的に実施し、小中学校やPTAを含めた広報にも力を入れ、将来を見据えた自衛隊に対する理解の促進に努めていくという。こういったふうに言って、やはり自衛隊はこういった防衛講座とか体験教室、そういったものはすね、やっぱり自衛隊員を獲得していくためにやるんだということをすね、ちゃんとそういった意図を持ってやっていると認めてます。そういった点ですすね、もう時間があまりありませんので、一つはすね、例えばね、国際的に見れば、ジュネーブ条約第2追加議定書。2004年で国会承認、2005年の発行の第4条3項Cで、児童はその必要とする保護及び援助を与えられる。特に15歳未満の児童については軍隊または武装した集団に採用してはならず、また敵対行為に参加することを許してはならないとされてます。それから、児童の権利条約第38条で、15歳未満の児童の軍隊への採用を禁止しています。この条約の武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書、第3条第3項Cには、採用に関して任務についての十分な情報提供を受けることが義務づけられてます。それから国際刑事裁判所のですすね、規定の8条第2項ではすすね、戦争犯罪の一つとして、15歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し、もしくは志願に基づいて編入すること。または敵対行為に積極的に参加させるために使用することが規定されています。自衛隊のですすね、こういった戦争体験に行わされることは、まさにこの戦争犯罪に加担することになるという。よくテレビで、アルカイダの少年が自動小銃を持つてるのなんか見て、私たちとしては、中東ではやっぱり子供も兵士としてされているんだなというふうな感覚になりますけど、日本では自衛隊とかに入るんではなくてもすすね、同じようなことがすすね、されている。それも公教育の中で、それがされているという点ではね、私はこれはちょっとおかしなことだなというふうに思います。確かにすすね、自衛隊は災害救助の活動でも活躍しておりますし、その姿を見て人の役に立ちたいと入隊される方や保護者が自衛隊関係者の方もいます。しかし集団的自衛権行使容認の閣議決定後、安保関連法、戦争法の成立で自衛隊の任務が大きく変わります。自衛隊員の命がすすね、危険にさらされる。そういったすすね、可能性が高くなっています。ぜひすすね、教育の場でこういったことをするのはどうなんだというふうに思うんですけど。それは戦前、日本の教育はすすね、お国のために血を流せとってすすね、軍国主義の教育を進めて、そして軍国少年をつくって教え子を戦場に送り出し、尊い命をすすね、犠牲にしてきたという、そういった経験があります。その反省から、戦後の教育の原点は教え子を再び戦場に送らな

いという、これが教育の原点だというのが私、思いますし、またそういったのが教師の合い言葉だったと思います。そういった点ですね、教育委員会は戦争の反省の上ですね、出発をした戦後教育が歩んだ道に立ち返って今後の方向性をですね、慎重にですね、検討していただきたい。こういったふうに思います。ぜひですね、自衛隊の隊員の職業体験というのは、単なる職業の一つではない。やはりそういった戦争と関連しているというですね、ことです。これは自衛隊法第1条でもですね、自衛隊の任務についてはですね、国を守ること。国防をするという、それが第1条に上げてますので、そういった観点からもですね、今後、教育委員会でも学校でも、自衛隊の職場のですね、教育をどうするのかという論議をですね、していただきたいということを申しまして、この質問を終わりたいと思います。

次にですね、後期高齢者医療制度についてです。

後期高齢者医療制度が導入されて10年が経過しました。導入時から、75歳以上の高齢者のみを他の世代から切り離して単独で医療制度に組み込むやり方に、差別医療だとの厳しい批判が広がっています。また被保険者の大半が年金収入に頼らざるを得ない高齢者のみでの制度では、保険料が増大していくことも指摘されてきました。そしてこの指摘は的中し、2年ごとに保険料が引き上げられてきました。被保険者を取り巻く状況は大変厳しく、2014年度には消費税率が5%から8%へと引き上げられ、大きな負担となっています。頼みの年金はマクロ経済スライドにより減り続け、介護保険料も改定の都度に上がり続けるような給付減、負担増という大きな嵐にさらされているような状況です。福岡県は被保険者当たりの医療費が全国一高く、保険料も一貫して全国一高い状況が続いています。そこで次の点を伺います。

1点目に、平成31年第1回後期高齢者医療広域連合議会で、保険料の特例廃止をする条例改定が行われました。見直された内容と影響を受けた人数、被保険者の占める割合はどのくらいなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず条例改正の内容についてですが、低所得者の年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が令和元年10月から始まることから、保険料均等割の9割及び8.5割を軽減することとする軽減特例を廃止して、本則の7割軽減に戻すというものです。9割軽減対象であった方については、年金生活者支援給付金や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となり、平成31年度は8割軽減、令和2年度からは7割軽減となります。8.5割軽減対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことから、1年間、本則との差を国が補填することとなっており、平成31年度は8.5割軽減のまま据え置き、令和

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

2年度は7.75割軽減、令和3年度からは7割軽減となります。この改正により影響を受ける芦屋町での人数についてですが、令和元年6月30日の賦課決定日現在で、現行の9割軽減につきましては対象者が506人で、被保険者全体に占める割合は22.1%となっております。次に、現行の8.5割軽減につきましては対象者が508人で、被保険者全体に占める割合は約22.2%となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは2点目の、今回の条例改定により保険料はどう変動するのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

軽減特例廃止による保険料の変動についてですが、現行の9割軽減につきましては、令和元年度は廃止の影響が半年であるためトータルで8割軽減となりまして、現在の保険料率で算定しますと年間5,609円の増加となります。令和2年度以降は7割軽減となりまして、現行より1万1,217円の増加となります。次に8.5割軽減につきましては、国の補填により1年間見直しが猶予されまして、本年度は保険料の変更はありません。2年度は補填の影響が半年であるため7.75割軽減となり、4,207円の増加ということになります。また、令和3年度以降につきましては7割軽減となり、現行より8,413円の増加となります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

時間がないのでですね、簡単に言いますが、いろいろ軽減率等、時期によってさまざまなケースがありますが、被保険者の約半数の方がですね、保険料の引き上げの対象となります。年収の低い層ほど引き上げ幅が大きくなり、年金年収が80万円以下の方は約3倍の負担がふえるという、こういったことになっています。先ほど、軽減がされるというふうに言いましたが、確かにですね、低所得者に対する介護保険料を軽減していますが、やはりこれは保険料が上がってる中で月200円程度の軽減でですね、効果はごく一部でしかありません。これにですね、今後消費税が10%に上がればですね、本当に深刻な事態になると思えます。やはりこういったですね、もともと収入の低い層からですね、保険料を軽減された方に対して負担を2倍3倍に引き上げる

令和元年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

ということは、負担の限界を超えるものだというふうに思います。そういった点ですね、3点目に移りますが、福岡県が保険料の上昇を抑制するために設けている財政安定化基金があります。これについてね、それと広域連合が持っている運営安定化基金。これが財政安定化基金が約60億円。そして運営安定化基金が約227億円になるというふうに言ってます。ぜひですね、こういった基金を使って保険料の軽減、そして低所得者対策、こういったものをですね、広域連合に求めていただきたいと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

県の財政安定化基金の目的は、広域連合における予期せぬ保険料の収納不足、あるいは医療給付費の増大に伴う財源不足に対応するものです。また、広域連合の運営安定化基金の目的は、後期高齢者医療に係る保険給付財源や保険料率を決定する際の調整財源として活用するもので、それぞれの目的に応じて活用されているところです。8月に開かれた広域連合議会の質問の答弁にもありますが、広域連合の基金の活用については、今後の保険料率改定において被保険者数の推移や医療費、医療給付費の動向を十分に緩和しつつ、被保険者の負担が大幅に増加することがないように計画的に活用していきたいと考えているところです。また、県の基金の活用については、過去、保険料率の増加抑制に取り崩しが行われたが、保険料率の引き下げに活用することは想定しないということを広域連合が県に確認しているところです。後期高齢者医療制度が持続可能な制度となり、被保険者が必要な医療を受けることができるよう、それぞれの基金を保険料負担の増加抑制に活用してもらうことはもちろんですが、医療給付費の抑制や医療費の適正化が保険料増加抑制に直結いたしますので、病気にならないよう、病気が重症化しないよう、検診など予防のための事業や重複受診等で必要のない服薬を行っていないかなど、適正服薬に向けた相談・指導事業などに、広域連合とともに今後も取り組んでいく必要が重要であると町としては考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。もう時間ですので。

○議員 11番 川上 誠一君

終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。